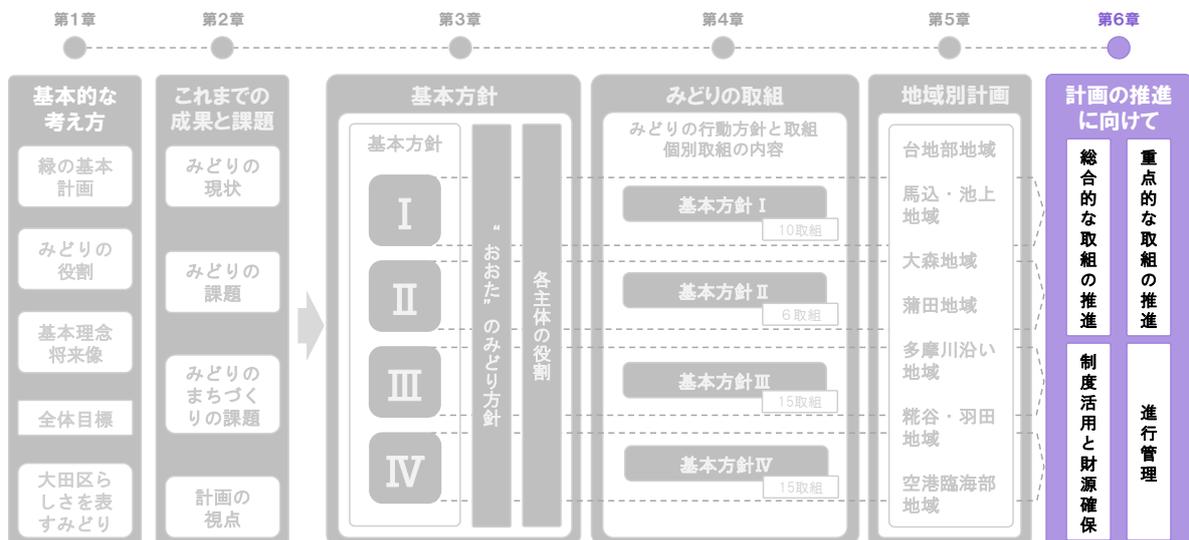


# 6

## 計画の推進に向けて

- 1 総合的な取組の推進
- 2 重点的な取組の推進
- 3 制度活用と財源確保
- 4 進行管理





# 第6章 計画の推進に向けて

グリーンプランの目標達成に向けて、Ⅱ期計画前期(令和5年度から令和8年度)では、「大田区みどりの条例」による取組」「(仮称)大田区グリーンインフラ事業計画の策定・推進」「(仮称)グリーン基金の創設・運用」の3つ重点的な取組を推進していきます。

## 1 総合的な取組の推進

### 1 “大田区みどりの条例”による取組

グリーンプランを推進しみどりのまちづくりを効果的に進めるために、平成24年12月に「大田区みどりの条例」を制定しました。現在のみどりの取組に関する事項を、条例をもとに整理し、事業を推進するための仕組みを改善します。

#### 1) 大田区みどりの条例

##### ◆ 目的

大田区の地域力を活かしたみどりのまちづくりに関する基本理念及び施策について必要な事項を定め、区民、事業者及び区の責務を明らかにすることにより、それぞれが連携してみどりを守り、創り、育み、もって区民にとってかけがえのないみどり豊かな美しいまちを実現することを目的とする。

(大田区みどりの条例 第1条より抜粋)

##### ◆ 基本理念

(1) 区民の暮らしに潤いを与えとともに、生物の生息環境に密接な関係のある貴重なみどりを守り、創り、育むことにより、みどり豊かな環境を未来へ引き継ぐこと。

(2) 区民・事業者及び区が力を合わせ、みどりのまちづくりの推進を図ること。

(大田区みどりの条例 第3条より抜粋)

#### 2) 条例による具体的な取組

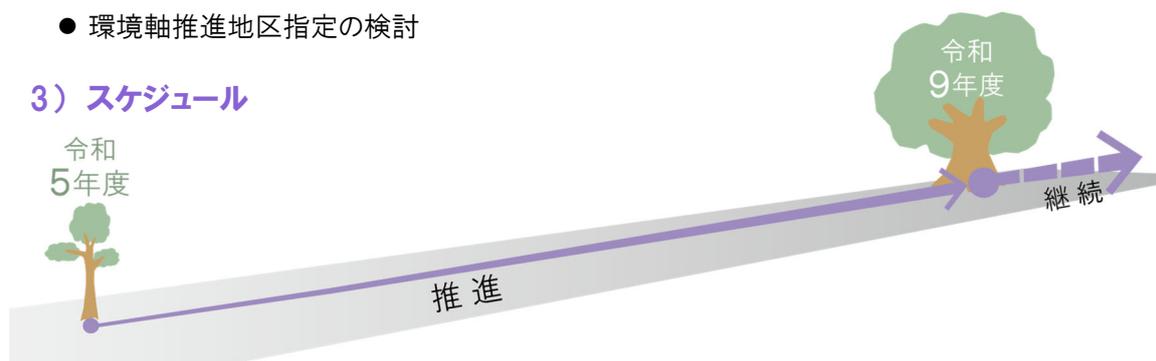
##### ◆ みもりを守るために

- 区民緑地制度の活用
- 緑化計画書制度による緑の創出
- 保護樹木・保護樹林制度の活用
- みどりの基金制度の創設

##### ◆ みもりをつくるために

- 各種緑化支援制度の活用(生垣造成、建築物の緑化など)
- 緑化地域制度導入の検討
- 環境軸推進地区指定の検討

#### 3) スケジュール



## 2 重点的な取組の推進

### 1 (仮称)大田区グリーンインフラ事業計画の策定・推進

#### 1) グリーンインフラとは

目指すみどりのまちの実現に向けて、公園・緑地、河川、池及び臨海部の海辺空間が有するみどりの機能(グリーン)を活用することで、まちづくり(インフラ)の課題解決につなげる取組となります。

#### 2) (仮称)大田区グリーンインフラ事業計画の策定

大田区では、グリーンインフラの取組方針として、環境、防災・減災及び地域振興の3つの視点でまちづくりの動向を把握し、地域課題に対する解決手法として導入を検討します。また、事業計画の策定にあたって、地域特性や課題を踏まえた目標・指標を設定し、課題解決に向けた検証などを実施することで、計画的・効果的にみどりのまちづくりを推進してまいります。

#### 3) グリーンインフラ導入イメージ図



図-41 グリーンインフラ導入イメージ図

#### 4) 区におけるグリーンインフラの事例

##### ◆洗足池公園でのグリーンインフラ



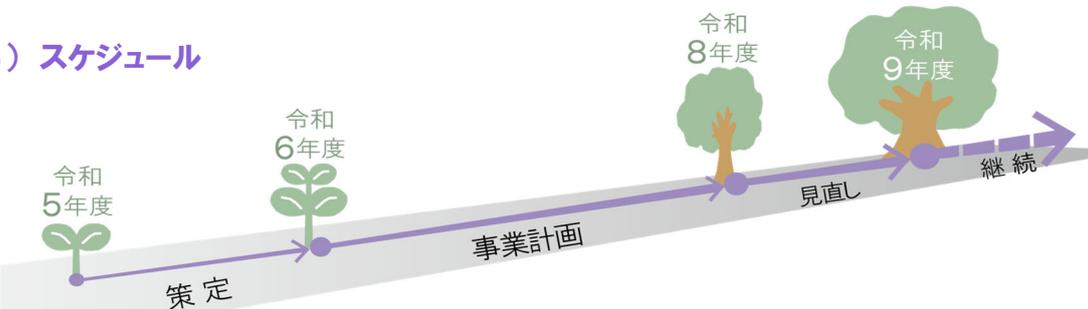
図-42 洗足池公園でのグリーンインフラ

##### ◆雨水貯留槽の設置、建築物の緑化など



図-43 まちなかにおける導入イメージ

#### 5) スケジュール



## 2 (仮称)グリーン基金の創設・運用

### 1) (仮称)グリーン基金の目的

グリーンプランの将来像を実現するためには、みどりの取組を計画的・継続的に推進していくための財源確保が必要不可欠となります。そこで、グリーンプランで示す「(仮称)グリーン基金の創設・運用」を重点的に取り組み、基金の活動に賛同いただいた区民からの寄附により運用し、みどりの取組を加速させていきます。

### 2) (仮称)グリーン基金による展望

- ◆ 民有地に残るみどり確保(用地取得)
- ◆ 公共施設・公共空間の緑化推進
- ◆ 既存樹木の維持・更新に関する事業(樹木診断、計画更新)
- ◆ 大田区におけるみどりの保全に関する事業(民間事業)
- ◆ 区民参画のみどりの取組事業(みどりの学習、区民農園)
- ◆ “大田区らしさを表すみどり”の保全・活用に関する事業

### 3) (仮称)グリーン基金の運用イメージ図

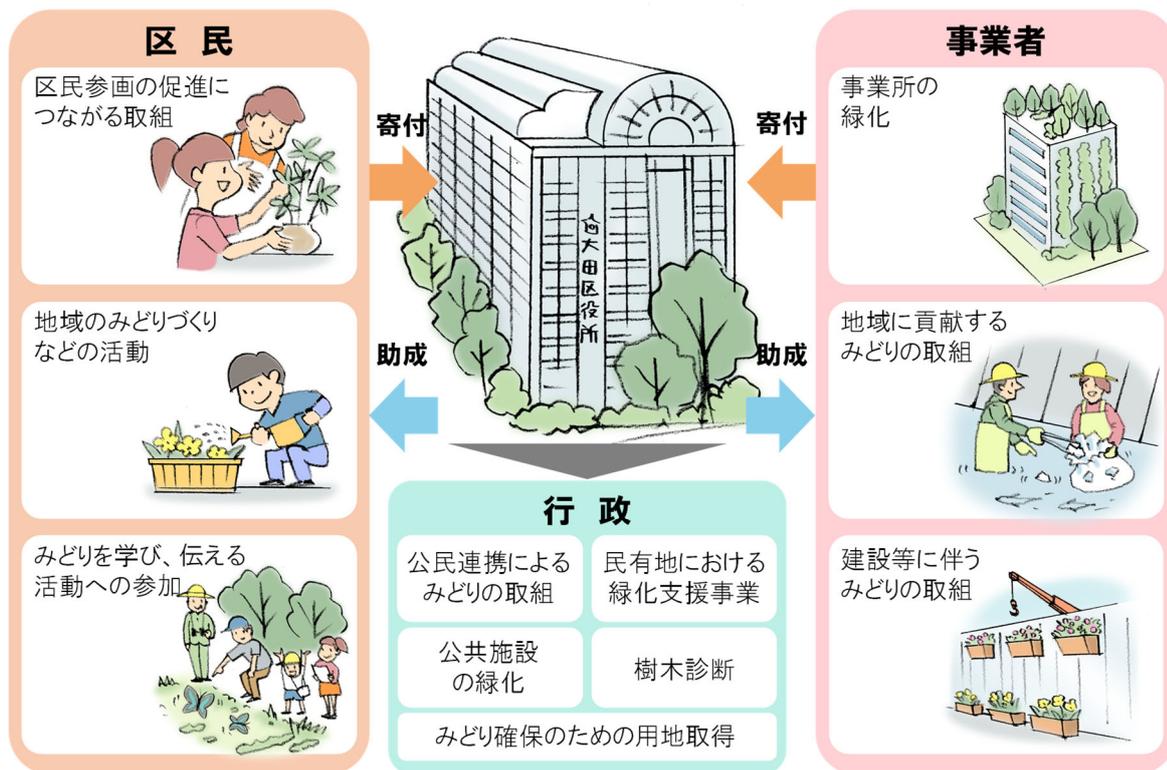


図-44 (仮称)グリーン基金の運用イメージ図

### 4) スケジュール



### 3 制度活用と財源確保

近年の社会経済状況の変化により、各事業の実施に必要な財源の確保は、ますます厳しいものがあります。グリーンプランの実現に向けた各種施策を適切かつ確実に実施していくために、これまで以上にさまざまな既存のみどりのまちづくり制度の活用にも努めるとともに、財源の確保が必要です。

#### 1 既存制度の活用

都市緑地法や都市計画法、景観法などの各種みどりのまちづくり関連法令に定められている特別緑地保全地区、管理協定制、緑化地域制度、市民緑地制度、緑化施設整備計画認定制度\*、風致地区、各種地区計画などの法制度や東京都、その他みどりのまちづくり支援団体や民間事業所などが進める社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)などのみどりのまちづくり支援制度を有効に活用し、効果的にみどりのまちづくりを推進します。

#### 2 財源の確保

##### 1) 国や都の補助、交付金制度などの活用

公園・緑地や道路、市街地整備などのみどりのまちづくり分野では、社会資本整備総合交付金や都市計画交付金などの国や都の補助、交付金制度などの活用や市場公募型の特別区債を発行するなど財源の確保に努めます。

##### 2) 財源の多様化

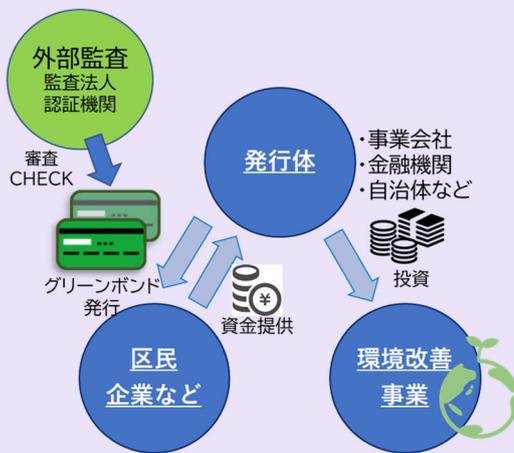
社会経済状況が変化する中で、持続的なみどりのまちづくりを進めていくためには、安定的な財源の確保が必要です。そこで、区民がみどりのまちづくりに直接投資できるみどりの基金の創設を検討していきます。また、併せて、公共施設の整備や維持管理を行うにあたっては、ネーミングライツ\*や指定管理者制度\*の導入など民間のノウハウや資金を有効に活用する仕組みづくりにも努めます。

#### コラム

#### グリーンボンド(green bond)

企業や地方自治体等が、国内外の環境改善事業に要する資金を調達するために発行する債券をグリーンボンドと呼びます。環境改善事業には、地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に貢献する事業や、再生可能エネルギーや省エネルギー、生物多様性の保全、環境負荷の少ない交通、気候変動への対応に関する事業など、緑を含む環境改善に関連する取組を含んでいます。

グリーンボンドは、外部監査機関の審査により調達資金の使用目的が環境改善事業に限定されること、調達資金が追跡管理されること、債券発行後の報告を通じて透明性が確保されていることが特徴です。



## 4 進行管理

区民、事業者、行政が一体となった、地域力によるまちづくりを目指すためには、適切かつ透明性のある進行管理が必要です。

グリーンプランは、立案プロセスから改善にいたるまでの一連の流れを、PDCAサイクル\*により進行管理していきます。

### P : 【計画立案(PPLAN)】

グリーンプランは、区民が参加する委員会及び説明会、アンケート、パブリックコメント\*などによって、区民や事業者の意向を十分に反映して立案するとともに、進行管理をするための重点施策の取組方針を示しました。

### D : 【実行体制(DO)】

行政がみどりのまちづくりの先導役となることで、区民、事業者との良好な関係を構築するとともに各主体の役割をふまえた三位一体の事業推進が図られるよう、実効的な体制づくり、場づくりを推進していきます。

### C : 【検証・評価(CHECK)】

グリーンプランの進行管理は、適切かつ透明性の高い検証・評価を行います。評価にあたってはグリーンプランに示された各指標の達成度合いについて適切に評価・公表し、グリーンプランの改善につなげていきます。

### A : 【改善(ACTION)】

グリーンプラン立案時と同様に、良い点・悪い点を明らかにして、伸ばし・改善するという分かりやすい方法で説明責任を果たすとともに、グリーンプランに示された施策へのフィードバックを行い、実効性を高め、将来像の実現に向けた確実な進行管理を進めていきます。

上記のPDCAサイクルにより、効果的に進行管理し、みどりのまちづくりを進めるために、計画の推進エンジンとなるような「グリーンプランおた推進会議」を設置します。

区民、学識経験者、事業者、行政のメンバーで構成される「グリーンプランおた推進会議」に、グリーンプランの実績について大田区による内部評価の報告を行い、実施プロセスを評価し、実効性をアップするために実施体制や実施方法などの改善を行います。

内部評価については、区民、事業者などに公表し、透明性を確保します。

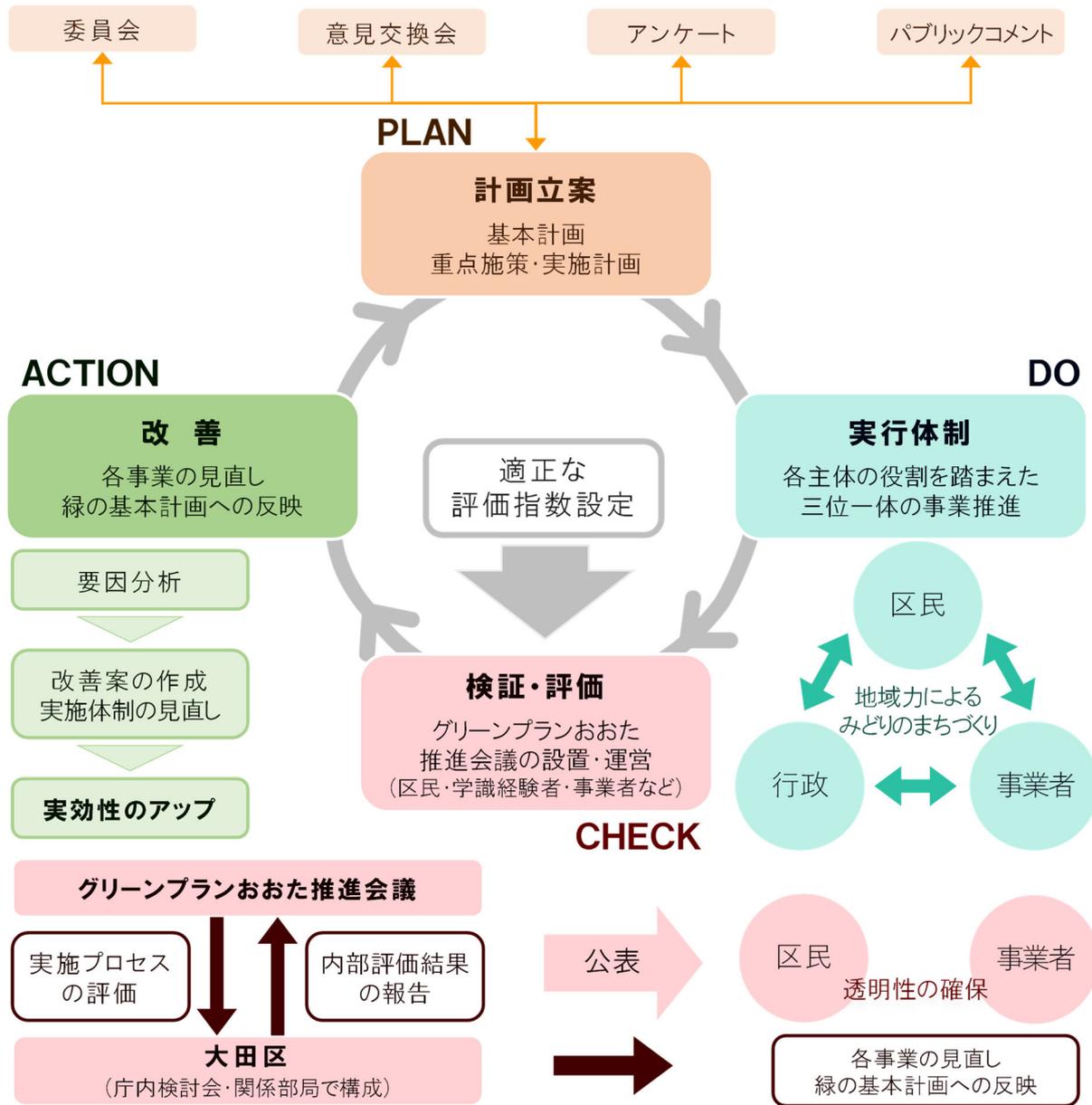


図-45 PDCAサイクルのイメージ